

八雲町民自治推進委員会について

1 委員会の位置づけ

八雲町自治基本条例第49条に基づく町長の附属機関として位置づけられます。
委員の身分は、非常勤特別職となります。

2 委員会の目的

町長の諮問に応じ答申するほか、条例の運用状況・条例の見直し・自治に関する基本的な事項を審議し、意見を具申します。(条例第49条第2項)

3 任期

平成30年7月1日～平成32年6月30日

4 報酬等

日額 5,600円 ※片道4kmを超える場合、距離に応じて別途費用弁償を支払う。

5 会議回数

年3回を予定しています。

6 会議の公開

八雲町自治基本条例第12条及び第17条第2項の規定に基づき、会議及び会議録(要旨)を公開します。

7 その他

- (1) 公務災害補償に加入していますので、会議会場と自宅の往復時に事故や怪我があった場合は、事務局(企画振興課協働推進係 作田・浮須)へご連絡願います。
- (2) その他不明な点がありましたら、事務局へお問い合わせ願います。

(参考) 八雲町民自治推進委員会関係条文

【自治基本条例】

(条例の見直し)

第48条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が八雲町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討するものとします。

2 町長は、前項に規定する検討にあたっては、次条に定める委員会に、必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

(八雲町民自治推進委員会)

第49条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として、八雲町民自治推進委員会(以下「町民委員会」という。)を設置します。

2 町民委員会は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとします。

(1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項

(2) この条例の見直しに関する事項

(3) 住民自治によるまちづくりの推進に関する基本的な事項

3 町民委員会は、委員10人以内をもって組織します。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 前各項に定めるもののほか、町民委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【条例施行規則】

(公募)

第8条 基本条例第49条第1項に規定する八雲町民自治推進委員会(以下「町民委員会」という。)の委員の選任に当たっては、当該委員総数に占める公募委員の割合が3割以上となるよう努めるものとする。

(会長及び副会長)

第9条 町民委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、町民委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 町民委員会の会議は、会長が招集し、議長を務める。

2 町民委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 町民委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第11条 会長は、町民委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を求め、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 町民委員会の庶務は、企画振興課において処理する。